

門真市住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、門真市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、実施する住宅・建築物耐震化促進事業(以下、「促進事業」という。)について、市と連携し実施する協力事業者を登録することにより、市民並びに建物所有者に耐震化の重要性を十分に認識し、災害に対する正しい知識を身につけてもらうための情報を提供することにより、市民等による自主的な耐震化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 促進事業 市又は、市民からの要望に迅速かつ的確に応えるために実施する次に掲げる事業
 - ア 講演会
 - イ 自治会等説明会
 - ウ 個別相談会
 - エ チラシ等の各戸配布
 - オ 個別訪問
 - カ 上記の他、住宅・建築物の耐震化を促進するための事業
 - キ その他、地震対策に関する啓発事業
- (2) 協力事業者 促進事業の協力を行おうとする意思を持つ事業者であつて、次条に定める要件を満たす事業者として登録をするものをいう。
- (3) 確認書 市と協力事業者が連携し取組む促進事業の内容を記載した書類を言う。

(登録要件)

第3条 市は、市民等が安心して耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行うことができる者として、次の各号をすべて満たす場合に登録するものとする。

- (1) 大阪府内に本店若しくは支店または営業所を有すること。

- (2) 建築士法第23条に基づく建築士事務所登録をしていること。
 - (3) 大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。ただし、同条例第29条に規定する公表をされていないこと。
 - (4) 門真市民間建築物耐震診断補助金交付要綱第3条第4号に規定する耐震診断技術者であること。
 - (5) 次のすべてを満たすもの又は同等の実績があると認められるもの。
 - ア 門真市民間建築物耐震診断補助金交付要綱第3条第2号に規定する耐震診断を実施した実績があること。
 - イ 門真市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱第3条第4号に規定する耐震改修計画を作成した実績があること。
 - ウ 門真市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第3条第5号に規定する耐震改修工事を実施した実績が3件以上あること。
 - (6) 前項ウの事業者は次のすべてを満たすこと。
 - ア 工事保険に加入していること。
 - イ 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険法人へ登録していること。
 - (7) 法人格を有する者にあつては法人格取得後、概ね1年を経過していること。
 - (8) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札停止措置を受けていない者であること。
 - イ 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- 2 登録しようとする事業者がグループの場合は次のとおりとする。
 - ア 第1号から第7号の要件を満たす者をグループ内に含むもの
 - イ グループを構成するすべての者は第8号の要件を満たすこと。
 - 3 第1項及び第2項に掲げるもののほか門真市内に本店若しくは支店または営業所を有し、促進事業の協力を行おうとする意思を持つ事業者で市長が当該要領の目的に寄与できると認めた者は登録するものとする。

- 4 前項の事業者にあつては第1項第2号から第8号までのすべてを満たしていること。この場合において第5号ウ中「実績が3件以上あること。」とあるのは「実績があること。」と読み替えるものとする。

(登録申請の方法)

第4条 登録申請の方法は次のとおりとする。

- (1) 登録申請受付の告知は、市のホームページに掲載し行うものとする。
- (2) 登録の申請をしようとするものは、住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録申請書(様式第1号)を市長へ提出する。
- (3) 市長は、出された登録申請書により審査を行い、登録要件に合致したものに住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録証(様式第2号)を交付する。
- (4) 登録した協力事業者の名簿は市のホームページにおいて公開する。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市または当該登録業者から更新しない旨の申し入れがされない限り、自動的に期間満了の翌日から起算して引き続き2年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協力事業者の役割)

第6条 協力事業者は、促進事業の実施依頼に対し積極的かつ誠実に対応すること。

(実施事業者の決定)

第7条 市長は、協力事業者に対し、住宅・建築物耐震化促進事業実施協力依頼書(様式第3号)により促進事業の実施の依頼を行い、実施事業者を決定する。

(確認書の作成)

第8条 前条により実施事業者が決定した場合、実施事業者と確認書の作成を行う。

(住宅・建築物耐震化促進事業の実施)

第9条 実施事業者は、確認書に基づき適切かつ誠実に実施しなければならない。

(登録の取消及び変更)

第10条 次の各号に該当する場合は、住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録取消通知書(様式第4号)により登録を取り消すものとする。

- (1) 複数回連続して促進事業の実施依頼に応じられないとき。
- (2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。または、当該内容に虚偽があったと判明したとき。
- (3) 正当な理由なく促進事業を通じて知り得た個人情報を促進事業以外で利用し、または第三者に漏らしたとき。
- (4) 市民からの苦情・問い合わせに適切に対応しないとき。
- (5) 市民に過度・悪質な勧誘、または契約を行ったとき。
- (6) 大阪府消費者保護条例第29条に規定する公表をされたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

2 協力事業者は、登録の抹消を希望するとき又は登録内容に変更が生じたときは、住宅・建築物耐震化促進事業に係る協力事業者登録変更・廃止届出書(様式第5号)を市に提出する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する